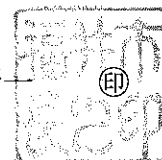


参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年 10月 9日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大村集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年10月9日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

3 経営体数

法人	0経営体
個人	0経営体
認定農業者	3経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・今後地域の中心となる経営体へ農地を預け農地集積を図っていく。
- ・今後集落の野菜を直売所に出荷し、経営の複合化を図っていく。
- ・今後集落で獣害対策に取り組む。
- ・農地・水・環境保全向上支援事業を活用し、畦畔の畦畔の草刈や用排水の整備等を行っている。今後も継続していく。